平成２６年（フ）第１９４号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目44番18号
破産者　鈴木　康子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県稲沢市島町北浦105番地
破産者　藤村　敬子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７２号
三重県津市久居中町65番地　シティハイムハイツ25・203号室
破産者　中西　祐子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７号
京都府福知山市字篠尾1037番地　光マンションＢ106号
破産者　稲岡　孝信
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目15番23号　ラ・カルム逆瀬川203号
破産者　石原　慎也
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
兵庫県宝塚市高司２丁目11番25号
破産者　島川さとみ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘４丁目13番地１　グランドハイツ栄伸305号、前住所兵庫県川西市鴬の森町１番53号
破産者　福田　信之
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
兵庫県川西市東多田１丁目19番21号
破産者　守安　和美（旧姓江川）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市高司２丁目５番10号　サンハイツ高司２番館201
破産者　宮崎　則子
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
兵庫県川西市中央町17番17号、前住所兵庫県川西市西畦野２丁目21番26号
破産者　井上　紀男
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
和歌山県西牟婁郡白浜町1726―63　わかまつ寮319、住民票上の住所大阪府四條畷市北出町21番18号
破産者　山内　裕佑
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市国府町麻生399番地
破産者　下河ひとみ
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目20番21号、旧住所鳥取県鳥取市徳尾68番地１　県住19号
破産者　村口奈津子（旧姓竹本）
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
愛媛県今治市東村南１丁目９番28号、前住所愛媛県今治市拝志14番１号、前々住所愛媛県今治市南高下町１丁目３番13号　グリーンハイツ２　Ｂ105
破産者　吉田　圭佑
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１６号
愛媛県今治市東村南１丁目９番28号、前住所愛媛県今治市拝志14番１号
破産者　吉田　　泉
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３１号
愛媛県今治市別宮町６丁目１番10号、前住所愛媛県今治市国分２丁目５番26号
破産者　野口　耕治
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２８０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目６番４号
再生債務者　倉橋　正之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第５６号
福岡市中央区清川３丁目16番19―405号
再生債務者　山野　利浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第６３号
福岡市博多区空港前２丁目１番32―301号
再生債務者　宮崎　信康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第７号
福岡市西区下山門４丁目16番30―404号
再生債務者　山内　基江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３６号
埼玉県深谷市小前田2072番地
再生債務者　青木　里愛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再イ）第１２号
兵庫県三田市藍本3757番地５、従前の住所大阪市天王寺区伶人町２番12―903号
再生債務者　中西　敦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年８月１日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第５４号
福岡県大野城市畑ケ坂１丁目１番27号　カントリーハイム白水202号
再生債務者　吉田　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部